政令第百号

警察庁組織令の一部を改正する政令

内閣は、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第二十六条第三項及び第三十一条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

警察庁組織令（昭和二十九年政令第百八十号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「九人」を「十人」に改める。

第四十八条を次のように改める。

（管区警察局の内部組織）

第四十八条　管区警察局には、関東管区警察局及び近畿管区警察局を除き、総務監察・広域調整部及び情報通信部を置く。

２　関東管区警察局には、総務監察部、広域調整部、サイバー特別捜査部及び情報通信部を置く。

３　近畿管区警察局には、総務監察部、広域調整部及び情報通信部を置く。

４　前三項の部には、それぞれ部長を置く。

５　前各項に定めるもののほか、管区警察局の内部組織の細目は、内閣府令で定める。

附　則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百一号

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第百三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「令和六年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

附　則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄

財務大臣　鈴木　俊一

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百二号

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令

内閣は、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第三十六号）の施行に伴い、並びに食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第八十条第三項（食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律（平成七年法律第百一号）附則第二条の二第六項及び第二条の三第七項において準用する場合を含む。）、水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第十二条第二項（同法第三十一条において準用する場合を含む。）及び第十九条第三項（同法第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。）、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第三条及び第八条の二、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第三条第一項第一号、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項並びに第二十一条第四項、厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第十一条第二項並びに生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律附則第六条の規定に基づき、並びに水道法を実施するため、この政令を制定する。

目次

第一章　関係政令の整備等（第一条―第十四条）
第二章　経過措置（第十五条―第十七条）
附則

第一章　関係政令の整備等

（食品衛生法施行令の一部改正）

第一条　食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第四十条中「の政令」を「（食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律（平成七年法律第百一号。以下この条において「平成七年改正法」という。）附則第二条の二第六項及び第二条の三第七項において準用する場合を含む。）の政令」に、「第十九条第一項」を「第八条第一項、第十二条（法第六十八条第一項において準用する場合を含む。）、第十三条第一項（法第六十八条第一項において準用する場合を含む。）及び第三項、第十四条、第十八条第一項（法第六十八条第一項において準用する場合を含む。）及び第三項、第十九条第一項」に、「並びに第七十八条」を「（これらの規定を平成七年改正法附則第二条の二第五項及び第二条の三第六項において準用する場合を含む。）並びに第四項並びに第七十八条第一項並びに平成七年改正法附則第二条の二第一項」に改める。

（水道法施行令の一部改正）

第二条　水道法施行令（昭和三十二年政令第三百三十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

第五条第一項第一号中「の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、」を削り、「おいて土木工学科若しくは」を「おいて土木工学科又は」に、「二年以上水道」を「三年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この項において「水道等」という。）」に改め、「者」の下に「（一年六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同項第二号中「の土木工学科」を削り、「これ」を「旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれら」に改め、「において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を削り、「三年以上水道」を「四年以上水道等」に改め、「者」の下に「（二年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同項第三号中「よる専門学校」の下に「（次号において「短期大学等」という。）」を、「修了した後」の下に「。次号において同じ。」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の下に「（二年六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同項第六号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改め、同号を同項第八号とし、同項第五号中「水道」を「水道等」に改め、「者」の下に「（五年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同項第七号とし、同項第四号中「よる中等学校」の下に「（次号において「高等学校